

・改正法第3回認定した自治体（16市町村）は以下のとおり。＜16計画、16市町村（13都道府県）＞

北海道1(1)	浜頓別町	兵庫県1(1)	三木市
岩手県1(1)	岩泉町	香川県1(1)	琴平町
埼玉県1(1)	滑川町	愛媛県1(1)	伊予市
千葉県2(2)	酒々井町、芝山町	高知県1(1)	佐川町
富山県1(1)	朝日町	長崎県1(1)	松浦市
石川県1(1)	川北町		
長野県3(3)	中川村、大鹿村、 小布施町		
静岡県1(1)	河津町		

* 上記に加えて計画変更申請自治体が108件。
* 第1回～改正法第2回認定申請（全15回）と合わせて1,274件（47都道府県1,419市区町村）
* 宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、長崎県、大分県についてはすべての市町村で認定。
* 都道府県の後ろの数字は、計画数（市区町村数）となっている。